

## 第 16 章 暗渠排水仕様書

# 第 16 章 暗渠排水仕様書

## 目 次

<b>第 1 節 適 用</b> .....	<b>395</b>
16-1-1 適 用.....	395
<b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> .....	<b>395</b>
16-2-1 適用すべき諸基準.....	395
<b>第 3 節 暗渠排水工</b> .....	<b>395</b>
16-3-1 暗渠排水工.....	395
16-3-2 暗渠排水附属物工.....	396
16-3-3 湧水処理工.....	396

## 第1節 適用

### 16-1-1 適用

本章は、開渠方式で合成管、素焼土管を使用する暗渠排水工事その他これらに類する工種について適用する。

## 第2節 適用すべき諸基準

### 16-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 農林水産省構造改善局 土地改良事業計画設計基準・計画「暗渠排水」(平成29年5月)
- (2) 北海道農政部 暗渠排水設計指針 (令和元年7月)

## 第3節 暗渠排水工

### 16-3-1 暗渠排水工

#### 1 一般事項

現地配線は、設計図書に基づいて各線ごとに見出し杭を打ち、起終点を標示すること。

受注者は、集水渠、付帯明渠について示された縦断図の現況地盤高と現地を照合し、その結果を工事監督員に報告しなければならない。

#### 2 掘削

- (1) 受注者は、掘削に当たり、設計図書に示す最低掘削深を満足すると共に、流下勾配を確保しなければならない。また、過掘した場合は、周囲となじみ易い材料で埋戻しを行わなければならない。
- (2) 受注者は、掘削に当たり、付帯明渠(または連絡渠)、集水渠、吸水渠の順に下流から上流に向かって掘削し、溝底部が凹凸蛇行のないように施工しなければならない。
- (3) 受注者は、掘削機種について、あらかじめ工事監督員の承諾を得るものとする。
- (4) 受注者は、バックホウによる掘削に当たり、作土層と心土層に分けて施工することが望ましい。また、埋木及び石礫等の支障物がある場合、これを切断または掘り起こし、除去しなければならない。
- (5) 受注者は、立体接合タイプの継手を用いる場合は、接合を円滑にするため吸水渠と集水渠の溝底に所定の段差を設けて掘削を行わなければならない。

#### 3 配管

- (1) 受注者は、渠底の不陸均しを行った後、管の布設を行うものとする。
- (2) 受注者は、吸水渠、集水渠の継手に、異型管を用いるものとし、管の上流端はキャップ等を用いて土砂等の流入を遮断しなければならない。また、敷設作業を一時中断するような場合は、管に栓をして泥水の流入を防がなければならない。
- (3) 受注者は、溝底部が軟弱または泥水状態にあり、暗渠排水工の効果が阻害される恐れがある場合は、工事監督員と協議のうえ、阻害防止の措置を講じるものとする。
- (4) 管の切断は、管軸に直角に行うこと。

- (5) 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けて連結するものとする。
- (6) 疎水材は、管の敷設後速やかに投入し、その際、管のずれや土砂が混入しないように十分注意すること。
- (7) 受注者は、疎水材について、圧密後の状態で設計図書に示す厚さを確保し、かつ管体を十分に被覆するよう施工しなければならない。
- (8) 笹、ヨシ等の場合は穂先を下流に向けて投入し、胴径 30 cm長さ 2m程度の結束した状態のものをもって1束とする。

#### 4 埋戻し

- (1) 埋戻し土は、できるだけ水分の少ない時点で施工し、乾いた土で埋戻すようにすること。
- (2) 欠番
- (3) 埋戻し土は、作土層と心土層に分け、それぞれの土層に埋戻すようにすること。
- (4) 受注者は、排水口部を入念に埋戻し、設計図書に示された方法により、管及び法面の安定を図らなければならない。

### 16-3-2 暗渠排水付属物工

#### 1 水閘管

- (1) 水閘管は、排水を十分調節できるものを使用するものとする。
- (2) 水閘部の上下流は、無孔管で暗渠本体と接合するものとする。
- (3) 水閘管の埋戻しは、周囲を十分に締固め、漏水を生じないように入念に埋戻さなければならない。

#### 2 立上り管

- (1) 立上り管は設計図書による。
- (2) 立上り管の取り付け位置は図面によるが、状況により位置を変更することがあるので、取り付け前に工事監督員と協議しなければならない。

### 16-3-3 湧水処理工

#### 1 一般事項

受注者は、現地確認の結果、設計図書に示す計画以外の箇所において、湧水処理の必要があると認められるとき、工事監督員に報告し、その処理方法について工事監督員と協議しなければならない。

#### 2 配置・縦断計画

施工に当たっては、事前に縦断計画をたて、工事監督員と十分に打合わせを行い、工事監督員の承認を得ること。